

社会福祉法人伊集の木会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊集の木会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができる。

3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(名誉会長の報酬等)

第6条 名誉会長が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償額を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(各種委員の勤務報酬等)

第7条 各種委員が各種会議に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて各種委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 各種会議(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(講師謝礼金)

第8条 法人が開催する講習会等の講師には、謝礼金を支払うことができる。

2 前項の謝礼金の支払額は、別表3「講師等謝礼金支払基準表」によるものとする。ただし、基準表によりがたい特別の場合は、理事長が別に定めることができる。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員並びに苦情対応第三者委員等が法人業務のため出張する場合は、法人出張旅費規程を適用する。

(兼務役員)

第10条 施設の職員を兼務する役員及び評議員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第11条 役員等は、法人職務証跡資料として、役員等法人職務証跡(第1号様式)の作成に協力するものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年(1986年)4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年(1988年)9月30日から施行する。

【一部改正の内容】

本規程第2条第1号(費用弁償)改正

附 則

この規程は、平成17年(2005年)10月11日から施行する。

【一部改正の内容】

本規程第1条第1号(目的)、第2条第1号(費用弁償)改正

附 則

この規程は、理事会の承認の日(平成19年12月27日)から施行し、平成20年(2008年)1月1日から適用する。

【一部改正の内容】

1. 本規程(役員等の報酬額)第2条の見出しを一部変更し改正する
2. 本規程第2条第1項第3号の別表「講師等謝礼金支払基準表」新設、(補則)第3条を新設し、それぞれ挿入する
3. 本規程(役員等の報酬額)第2条第2項を削除する
4. 本規程第2条第3項を第2項へ、同条第4項を第3項へと繰り上げる
5. 本規程(目的)第1条第1項第1号から第4号を第1号から第3号へと改正、(役員等の報酬額)第2条第1項第1号から第3号と第2項、第3項を改正する

附 則

1. この規程は、理事会の承認の日(平成25年9月27日)から施行し、平成25年(2013年)4月1日から適用する。
2. 平成25年4月1日以前にすでに処理された事務については、この規程で処理したものとみなす。

【一部改正の内容】

1. 題名の語句(費用弁償から役員等報酬)の一部改正
2. 第1条第1項の第1号から第3号まで削除し、第1項の語句の一部改正
3. 第2条を第3条とし、(定義)を第2条として挿入
4. 第2条を第3条に繰り下げ、第1項第1号から第3号まで削除し、見出しと第1項の語句の一部改正
5. 第3条第2項及び同条第3項の語句の一部改正
6. (役員及び評議員の勤務報酬等)を第4条として挿入
7. (監事の報酬等)を第5条として挿入
8. (苦情対応第三者委員の勤務報酬等)を第6条として挿入
9. (講師謝礼金)を第7条として挿入
10. (出張旅費)を第8条として挿入
11. (兼務役員)を第9条として挿入
12. (役員等職務証跡)を第10条として挿入
13. 第3条を第11条に繰り下げ

附 則

1. この規程は、理事会の承認の日(平成26年3月24日)から施行する。
2. 改正前に処理された事務については、改正後の規程に基づいてなされたものとみなす。

【一部改正の内容】

1. (名誉会長の報酬等)を第6条として挿入
2. 第6条を第7条に、第7条を第8条に、第8条を第9条に、第9条を第10条に、第10条を第11条に、第11条を第12条に、それぞれ繰り下げ
3. 別表1の名称に名誉会長の報酬を挿入
4. 別表2の理事長業務報酬等欄に扶養・住居手当と賞与を挿入

附 則

この規程は、理事会の承認の日(平成26年12月24日)から施行する。

【一部改正の内容】

1. 第7条の見出しと第7条第1項・同条第2項の語句の一部改正
2. 別表1・別表2の語句の一部改正

附 則

この規程は、理事会の承認の日(平成27年5月25日)から施行し、平成27年4月1日から適用する。

【一部改正の内容】

1. 第4条第2項を同条第3項とし、常務理事を同条第2項として挿入
2. 第4条第3項を同条第4項に、同条第4項を同条第5項に、それぞれ繰り下げる
3. 別表2に常務理事業務報酬を挿入

附 則

この規程は、理事会の承認の日(平成28年5月26日)から施行し、平成28年4月1日から適用する。

【一部改正の内容】

1. 別表1と別表2の報酬欄の語句の一部改正

附 則

この規程は、理事会の承認の日(平成28年9月27日)から施行し、平成28年10月1日から適用する。

【一部改正の内容】

1. 別表1と別表2の報酬欄の語句の一部改正

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

【一部改正の内容】

1. 第3条第2項の語句の一部削除
2. 本規程の全条文より「常務理事」を「業務執行理事」へ改正

附 則

この規程は、評議員会の承認の日(平成29年6月19日)から施行し、平成29年6月19日から

適用する。

【一部改正の内容】

1. 別表 1 と別表 2 の報酬欄の語句の一部改正

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬	10,000 円	1 km 20円
評議員会出席報酬	10,000 円	1 km 20円
名誉会長出席報酬	10,000 円	1 km 20円
各種会議委員報酬	10,000 円	1 km 20円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	427,100円	
賞 与	報酬月額 × 3か月分	
理事業務報酬 (日額)	8,000円	1 km 20円
評議員業務報酬 (日額)	8,000円	1 km 20円
監事監査指導報酬 (日額)	13,000円	1 km 20円
各種会議委員報酬(日額)	8,000円	1 km 20円
業務執行理事業務報酬(日額)	9,000円	給与規程準用

別表 3

講師等謝礼金支払基準表

(単位：時給：円)

区		分	時給単価	備 考
県内	学校 官公署	大学教員等	教 授 5,500 助 教 授 5,000 そ の 他 4,000	※ 私学教諭を含む ※ 1日4時間までを基本とし、4時間を越えるときは、それぞれ1時間につき基準表の金額の半額を加算した額とする。ただし、超過時間は、2時間以内とする。 ※ 講義時間が1時間に満たない場合30分以上は1時間とみなし支給する。
		国 等	本省課長級以上 5,000 そ の 他 4,000	
		地方公共団 体等	市 町 村 長 5,000 そ の 他 4,000	
	そ の 他	医師・弁護士 5,500		
		公認会計士 5,500		
		そ の 他 4,000		
県外	学校 官公署	大学教員等	教 授 11,000 助 教 授 8,000 そ の 他 6,000	
		国 等	本省課長級以上 8,000 そ の 他 5,000	
		そ の 他	医師・弁護士 11,000 公認会計士 11,000 そ の 他 6,000	

